福岡市労働環境・従業員福祉促進事業補助金交付要綱

（通則）

第１条　福岡市労働環境・従業員福祉促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

（目的）

第２条　この要綱は、民間企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るため必要な施策を講ずる団体を支援することにより、本市の民間企業における労働条件の改善と快適な職場環境の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　中小企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。

(2)　企業等団体　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による事業協同組合、商工会議所法（昭和28年法律第143号）による商工会議所その他業種別若しくは地域別に組織された中小企業者若しくは中小企業者以外の会社の団体又はこれらの団体を基盤として組織された団体であって、労働力の確保、労務管理の改善、労働福祉の向上、労使関係の安定等の労務改善事業を総合的かつ計画的に推進するものをいう。

（補助対象事業）

第４条　補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、企業等団体が労働環境の改善及び従業員の福祉の増進を目的として、福岡市の区域内で実施する次に掲げる事業とする。

(1)　講習会及び研修会の開催

(2)　相談会の開催

(3)　調査及び研究

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業には、補助金を交付しない。

(1)　専ら営利を目的とするもの

(2)　特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又は反対するもの

(3)　前２号に掲げるもののほか、補助金の交付が不適当と認められるもの

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1)　報償費　講師謝礼金等

(2)　旅費　講師又は職員の旅行に係る経費等

(3)　需用費　印刷消耗品費、物品購入等

(4)　役務費　通信運搬費、手数料、広告料、筆耕料、保険料、通訳料等

(5)　委託料　研究調査、製作設計等

(6)　使用料及び賃借料　自動車借上料、会場借上料、機械器具借上料等

(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

（補助対象者）
第６条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも適合する企業等団体とする。なお、補助金の交付対象者団体は、公募により募集する。
⑴　福岡市の区域内に主たる事務所を有すること。
⑵　役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
⑶　企業等団体の規約等（当該企業等団体の活動の基本的事項を文章により規定したものをいう。以下同じ。）において、第２条の目的に類する事項を目的として明記していること。
⑷　補助金対象事業に関し、本市の他の制度に基づく補助金、助成金等の交付を受けていないこと。
⑸　団体等の自己利益や権利の獲得を目的とした活動を行っていないこと。
⑹　宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的としないこと。
⑺　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。
⑻　市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

（補助金の額）
第７条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。
２　前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助対象期間）
第８条　補助の対象期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（補助金の交付の申請）
第９条　企業等団体は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
⑴　事業計画書
⑵　事業収支予算書
⑶　企業等団体の規約等
⑷　会員名簿及び役員名簿
⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
２　補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63 年法律第108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25 年法律第226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

（決定の通知）
第10条　市長は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第２号）によりすみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。
２　市長は、前条第２項ただし書により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消

費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定後において減額を行うこととし、その旨を付して交付決定を行うものとする。

３　市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、補助金不交付決定通知書（様式第３号）によりすみやかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

（事業終了前の補助金の交付）

第11条　規則第17条第１項ただし書の規定による事業終了前の補助金の交付は、補助事業者から年間の資金計画等の提出を求め、その必要性が認められた場合に限り行うものとする。

（補助事業等の変更）

第12条　規則第６条第１項第１号若しくは同項第２号に規定する承認又は規則第17条第１項ただし書に規定する認定を受けようとするときは、補助事業者は、市長に対しあらかじめ補助金交付額等変更申請書（様式第４号）を提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認し、又は認定すべきものと認めたときは、第７条又は第10条第１項の決定を変更することができる。

３　市長は前項の規定により第７条の決定を変更したときは、補助金交付額等変更通知書（様式第５号）により、その変更の内容を補助事業者に通知しなければならない。

（実績報告）

第13条　補助事業者は、第８条に規定する期間満了の日から１月以内に事業実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　事業収支決算書

⑵　補助事業の経過及び成果を証する書類等

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条　市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業補助金確定通知書（様式第７号）により補助事業者に通知しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条　補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、福岡市労働環境・従業員福祉促進事業補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第８号）により速やかに市長に報告しなければならない。

２　市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（暴力団の排除）

第16条　市長は、暴排条例第６条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

２　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わ

らず、補助金を交付しないものとする。
(1)　役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの
(2)　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
3　市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
4　第12条第３項の規定は、前項の処分をした場合について準用する。
5　市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は補助事業者の役員の氏名（フリガナを付したもの)、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

（委任)
第17条　この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく補助金に関し必要な事項は市長が定める。

附　則
（施行期日）
1　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
（この要綱の失効)
2　この要綱は、令和７年３月31日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。
（経過措置)
3　この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

附　則
（施行期日）
1　この要綱は、令和６年３月１日から施行する。
（この要綱の失効)
2　この要綱は、令和７年３月31日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。
（経過措置)
3　この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。